

バリアフリーリーダーとプロモーターの統合について

- 平成31年度より、従来のバリアフリーリーダーとバリアフリープロモーターを統合。(現在バリアフリーリーダーやプロモーターになっている者については、その活動実態等に鑑みふさわしい者をバリアフリープロモーターとして新たに任命する。)
- 新たなバリアフリープロモーターは各運輸局による認定制とし、プロモーターの名簿を各運輸局のHPに掲載する。

バリアフリーリーダー

- 目的
バリアフリープロモート活動、バリアフリー教室の講師としての参画等、地方運輸局等の行うバリアフリー施策において活動していただく人材の確保を目的とする。
- 認定制
ソフト、ハードの広範な知識を有する者(職員除く)より運輸局が認定。
- 期待する役割
 - ・バリアフリー教室の講師
 - ・バリアフリープロモート活動

等

バリアフリープロモーター

- 目的
職員や専門家からなるバリアフリープロモーターを自治体に派遣し、基本構想の仕組みや意義等について説明を行うことを目的とする。
- 役割
 - ・バリアフリープロモート活動
 - ・バリアフリー基本構想策定支援セミナーの参画
 - ・基本構想策定協議会への参画

等

バリアフリープロモーター

- 目的
バリアフリーに関する有識者、専門家、先進的な取り組みを実施している自治体関係者、基本構想の作成やボランティア活動等において熱心な活動をされている方、障害者スポーツ関係者等、各分野の人材をバリアフリープロモーターとして認定し、プロモート活動、バリアフリー教室の講師としての参画等、地方運輸局等の行うバリアフリー施策において活動していただく人材の確保を目的とする。
- 認定制
ソフト、ハードの広範な知識を有する者(職員除く)より認定。
認定されたバリアフリープロモーターについては、各運輸局のホームページ等に名簿を掲載する。
- 役割
 - ・自治体に対する基本構想及びマスタープランの新規作成や既存構想の更新を促進するための活動
 - ・バリアフリー基本構想策定支援セミナーの参画
 - ・バリアフリー教室の講師
 - ・バリアフリー施策の推進や各種課題に対する相談への協力

等